

## 令和2年度 監査計画書

### 1 基本方針

令和2年度の監査等は、次の基本方針に基づき実施します。

#### (1) 経済性、効率性及び有効性の視点を踏まえた監査

合規性、正確性の視点に加えて、経済性、効率性及び有効性の視点を踏まえて監査を行います。

#### (2) リスクアプローチによる効率的かつ効果的な監査

各リスクの重要度の状況等を踏まえ、効率的かつ効果的な監査を行います。

### 2 監査等の方針

#### (1) 現金出納検査（地方自治法第235条の2）

企業会計の毎月の現金の出納及び試算表を対象として、毎月の計数が適正なものになっているかを確認します。

#### (2) 決算審査（地方公営企業法第30条）

地方公営企業の令和元年度決算及び関係書類が法令に適合し、かつ正確であることを審査するとともに、経営成績及び財政状態についても審査します。

#### (3) 資金不足比率等の審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条）

令和元年度決算に基づく資金不足比率が健全化法等の規定に基づき、適正に算定されているかを審査します。

(4) 財務監査（定期監査）（地方自治法第199条）

財務事務の合規性及び正確性のほか、事業の経済性、効率性及び有効性の視点も踏まえて監査します。

(5) その他の監査（地方自治法第242条、第98条、第199条など）

住民監査請求に基づく監査、議会の要求に基づく監査などは、請求や要求に基づき行います。

3 監査等実施時期及び報告・公表時期

監査等実施時期及び報告・公表時期は、次表のとおりです。

監査等実施時期及び報告・公表時期

| 監査等区分      | 実施時期       | 報告・公表時期 |
|------------|------------|---------|
| 現金出納検査     | 検査対象月の翌月下旬 | 令和3年2月  |
| 決算審査       | 令和2年8月     | 令和2年12月 |
| 資金不足比率等の審査 | 令和2年8月     | 令和2年9月  |
| 財務監査（定期監査） | 令和2年10月    | 令和2年12月 |
| その他の監査     | 随時         | 随時      |